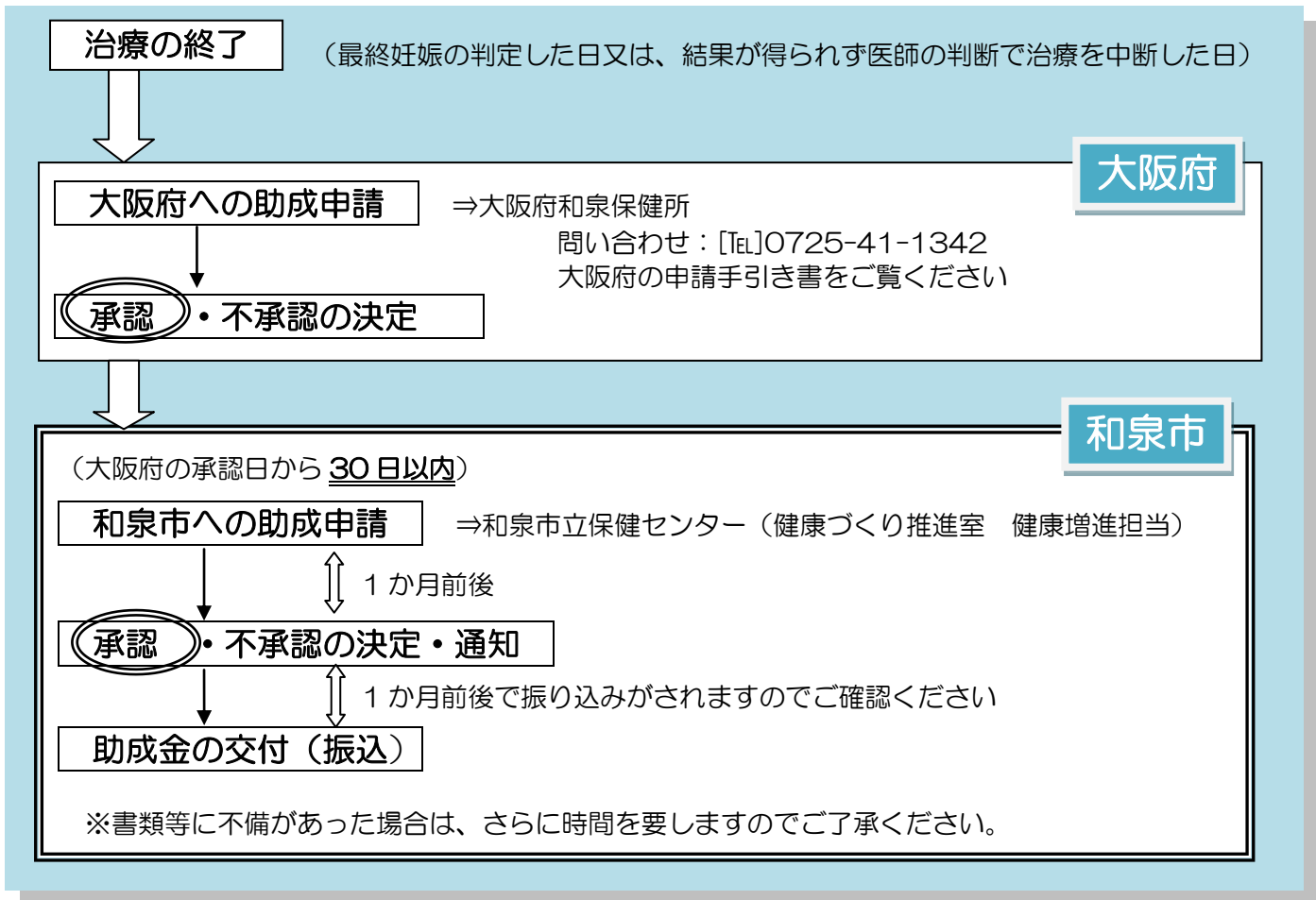


# 「特定不妊治療費助成事業」利用の手引き

子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず、子どもに恵まれない夫婦はおよそ 10 組に 1 組といわれています。和泉市では、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成しています。



大阪府への申請をする前に、この「手引き」をお読みください。

 **申請の流れ**  **助成の対象者** 

- ①大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成を受けた方。  
（対象の治療や回数等は大阪府和泉保健所へお問い合わせください。）
- ②大阪府の申請時に夫婦の住所が和泉市にある方。
- ③他の市町村における助成を受けていない方。



## 助成額



1回の治療費 から 府助成金の額 を引いた金額。

- ・上限1回5万円。(100円未満は切捨)

1回の治療費＝「大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」の金額



### <計算例>

例1) 治療費45万円－府助成金30万円＝15万円→市助成額5万円

例2) 治療費12万260円－府助成金10万円＝2万260円→市助成額2万200円



## 申請の手続き



### 1. 申請書類 …2種類

①「和泉市特定不妊治療費助成事業申請書」(様式第1号) 1部

②「和泉市特定不妊治療費助成事業請求書」(様式第4号) 1部

※ホームページ <http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/>からもダウンロードできます。

※申請書等記入にあたっての注意事項

- ・記入見本をご確認のうえ、ご記入ください。
- ・配偶者(夫・妻)の住所欄は、申請者と別に住所を有する方に限り記入をしてください。
- ・申請書に虚偽の記載があった場合、助成金の返還を求めることがあります。

### 2. 添付書類 …3種類

①「大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業承認通知書」(府が発行)

②「大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」(医療機関が発行)  
→大阪府へ提出される前に、ご自身でコピーを取っておいてください。

③ 治療費の領収書(原本)

→申請受付時に、窓口でコピーを払い返却します。

### 3. 申請期日

大阪府の承認通知日から 30日以内

※郵送による申請はできません



### 《問い合わせ・申請窓口》

和泉市 健康づくり推進室 健康増進担当

保健グループ(和泉市立保健センター内)

〒594-0071 和泉市府中町四丁目22番5号

TEL 0725-47-1551 FAX 0725-46-6320

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。